

ドラッグストアなどでセルフメディケーション税制対象医薬品を購入していますか？



はい



いいえ

購入時のレシートを保存していますか？

今後、ドラッグストア等で医薬品を購入する際にセルフメディケーション税制対象商品であるかの確認や、レシートの保存を行いましょう。

世帯での年間購入額が1万2000円以上の場合、セルフメディケーション税制の利用が可能です。

※レシートを紛失した場合、店によっては再発行が可能ですので、購入した店舗にご確認ください。



はい

購入額は世帯の合計で年間1万2000円以上ですか？



はい

申告を行う対象となる年（対象の医薬品を1万2000円以上購入した年）に、予防接種や健康診断の受診など健康のための一定の取組を行い、その領収書又は結果通知表を保存していますか？

領収書や結果通知表を用意できない場合は、保険年金課にて証明書の交付を行える場合がありますので、ご相談ください。



医療費控除を受けていますか？



いいえ



はい

<p>セルフメディケーション税制の利用が可能です。税務署又は税務課にて確定申告を行ってください。</p>	<p>医療費控除を行っている場合、セルフメディケーション税制は申告できません。どちらか片方のみ申告ができます。</p>
--	---